



建設環境課 生活環境係からのお知らせ ☎76-5134

飼い犬の登録・狂犬病予防注射を必ず受けましょう！

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法で、「登録は1頭につき生涯1度行うこと」と「予防注射は毎年1回受けること」が定められています。

☆集合注射での接種を希望されるかた

犬の登録をしているかたには、はがきを送付しますので、必要事項をご記入のうえ、料金と一緒にお持ちください。

はがきが届かなかったかた、他市町村などで登録後転入されたかたは、犬の鑑札をお持ちください。



室内犬も登録・注射が必要です！

■日時・会場

◎ 4月19日(月)

午前10時～11時30分 東児玉公民館
午後1時10分～2時30分 松久公民館

◎ 4月20日(火)

午前10時～11時30分 役場西側駐車場
午後1時10分～2時30分 大沢公民館

※当日、新規登録を行うことができます。

※フンの始末などの、マナーを守って接種を受けてください。

※上記日程で都合がつかない場合は、動物病院などで個別接種を受けてください。その場合、注射料金が上記とは異なる場合があります。

■料金（1頭分）

登録済みの犬…3,500円 (①+②)
新規登録の犬…6,500円 (①+②+③)
(内訳) ①注射料金 2,950円
②注射済票交付料 550円
③登録料 3,000円

☆次の時は必ず届け出てください。

- ・犬が死亡したとき
- ・飼い主の住所、氏名が変更になったとき
- ・美里町に転入されたとき（前住所地で交付された鑑札をお持ちください）
- ・獣医師の診断により注射を受けられないとき

大型連休のごみ収集について

4月26日	月	【東児玉・広木】可燃
27日	火	【松久・大沢（広木を除く）】可燃
28日	水	
29日	木	【東児玉・広木】可燃
30日	金	【松久・大沢（広木を除く）】可燃
5月1日	土	
2日	日	
3日	月	【東児玉・広木】可燃
4日	火	【松久・大沢（広木を除く）】可燃
5日	水	
6日	木	【東児玉・広木】可燃 【東児玉・広木】資源
7日	金	【松久・大沢（広木を除く）】可燃 【松久・大沢（広木を除く）】資源

4月・5月の大型連休中も、ごみの収集を行います。

ごみの分別と減量化を!!



※大型連休中の小山川クリーンセンターへのごみ持ち込みの受入れはいつも通り行います。

受入日時＝月～金曜日（祝日受入れ可）

午前8時40分～正午 午後1時～4時30分

※小山川クリーンセンターでは、収集所に出せないごみの持ち込み料金が平成31年4月1日から「一律10kgにつき40円」に変更になりました。

問合せ＝小山川クリーンセンター ☎22-8200

納税者の皆さまへお知らせ

スマートフォン決済アプリで税金などのお支払いができます

5月1日(土)から、スマートフォン決済アプリを利用して、スマートフォンやタブレット端末から税金などを納付できるサービスを開始します。

スマートフォンで専用アプリをダウンロードし、納付書に印字されているバーコードを読み取ることで支払いができます。手数料はかかりません。ぜひ、ご利用ください。



■対象

町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割、国民健康保険税（普通徴収）、水道料金

■利用できるアプリ

PayB、PayPay

■利用方法

- ①専用アプリをダウンロード
- ②氏名、生年月日、預金口座などを登録
- ③納付書のバーコードを読み取り支払い

※詳しくは、下記のホームページをご覧ください。



PayB



PayPay

問合せ＝税金の納付に関すること 総務税務課 収納係 ☎76-5131

水道料金の納付に関すること 上下水道課 水道係 ☎76-1118

取り扱いできないもの

- ・納期限を過ぎたもの
- ・金額が30万円を超えるもの
- ・金額が訂正されたもの
- ・バーコードが読み取れないもの
- ・納付書にバーコードの印字がないもの

注意事項

※領収証は発行されません。領収書が必要な場合は、コンビニや納付窓口をご利用ください。

※ポケット通信料は自己負担となります。

※アプリで行った取引を取り消すことはできません。異なる納付方法で二重に支払った場合は、お問い合わせください。

納税者の皆さまへお知らせ

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧と固定資産税台帳の閲覧制度を利用してみませんか

①土地、家屋帳簿の縦覧

町内所在の課税対象となる土地または家屋について、土地の納税者は、自己所有の土地だけでなく他の所有の土地も含めて土地課税台帳に登録された価格を縦覧できます。

また、家屋の納税者は、自己所有の家屋だけでなく他の所有の家屋も含めて家屋課税台帳に登録された価格を縦覧できます。

②固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を閲覧できます。

また、土地を借りているかたはその土地について、家屋を借りているかたはその家屋とその敷地の土地について、固定資産課税台帳の記載内容を閲覧できます。

③宅地の標準的な価格の閲覧

固定資産税に係る標準的な宅地の価格について、どなたでも閲覧できます。

■縦覧・閲覧期間

(1)土地、家屋帳簿の縦覧について

4月1日(土)～5月31日(月)の午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

(2)固定資産課税台帳の閲覧と宅地の標準的な価格の閲覧について

毎日、午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

■縦覧・閲覧場所 総務税務課 資産税係窓口

■手数料 無料（②については、閲覧期間以外は有料になります。）

■持参するもの ①、②を希望されるかたは、身分証明書（免許証、保険証など）をご持参ください。代理人の場合は、代理人選任届が必要です。

なお、借地借家人で閲覧を希望するかたは身分証明書のほかに賃貸借契約書の提示が必要になります。

問合せ＝総務税務課 資産税係 ☎76-5131